

鶴岡市立朝暘第五小学校
いじめ防止基本方針

2025年3月 一部改定

鶴岡市立朝暘第五小学校

鶴岡市立朝陽第五小学校いじめ防止基本方針について

<鶴岡市立朝陽第五小学校いじめ防止基本方針>

～はじめに～

I	いじめの問題に対する基本的な考え	1
1	関係者の役割・基本姿勢	1
	(1) 学校及び学校教職員の役割・基本姿勢	
	(2) 保護者の役割・基本姿勢	
	(3) 地域の役割・基本姿勢	
	(4) 子どもたちの役割・基本姿勢	
2	いじめ問題等への組織的対応	2
	(1) 学校におく組織	
	(2) 重大事態発生時の対応組織	
3	いじめの定義	3
4	関係機関との連携	4
	(1) 教育委員会との連携	
	(2) 警察, 児童相談所, 医療機関, 法務局等との連携	
	(3) 学校相互間の連携協力体制の整備	
II	いじめ防止等の基本的な取り組み	4
1	未然防止の取り組み	4
	(1) 児童理解に基づくきめ細やかな教育の推進	
	(2) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進	
	(3) 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進	
	(4) 児童会の主体的な活動の推進	
	(5) 教員等の資質能力の向上	
	(6) P T A組織を生かした取り組みの推進	
2	早期発見の取り組み	7
	(1) 早期発見のための基本的な考え方	
	(2) 早期発見のための具体的な組織的対応の推進	
3	いじめ発生の場合の適切な対応	9
	(1) 学校における基本的対応	
	(2) いじめ対応の基本的な流れ	
	(3) いじめ発見時の緊急対応	
	(4) いじめと認知した場合の対応	

Ⅲ ネット上のいじめへの対応	13
1 ネット上のいじめの未然防止	
(1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上	
(2) 家庭・地域・PTAとの連携	
Ⅳ 重大事態への対応	14
1 重大事態の定義	
2 重大事態への対応	
Ⅴ 教育相談体制と生徒指導体制の整備	14
1 教育相談体制と活動計画	
(1) 教育相談体制	
(2) 年間活動計画	
Ⅵ 校内研修	15
1 校内研修	
2 いじめ問題等の生徒指導に関する研修	
Ⅶ 学校評価と教員評価	16
1 学校評価	
2 教員評価	
3 学校関係者評価	
Ⅷ その他	16

鶴岡市立朝陽第五小学校いじめ防止基本方針

はじめに

鶴岡市では、次の理念の元、「かけがえのない存在である子どもたち一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくこと、また、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域、及び関係機関が、互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む」としている。

- (1) いじめが全ての子どもたちに関係する問題であることから、いじめはどの子どもにも生じうるという認識のもと、全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにする。
- (2) 全ての子どもがいじめを行わず、いじめを認知しながら放置することがないよう、いじめが、いじめを受けた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもたちの理解を深め、子ども集団の人権意識を高める。
- (3) いじめを受けた子どもの生命・心身を保護することが最も重要であることを認識し、学校、保護者、地域がそれぞれの役割を自覚し、広く社会全体でいじめの問題に真剣に取り組む。
- (4) いじめのない学校や地域を実現するために、学校、保護者、地域及び関係機関が、主体的かつ相互に協力しながら活動し、子どもが、自ら安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

本校では、国において制定・策定された、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行、平成29年3月14日改定）及びいじめ防止基本方針（平成25年10月11日策定、平成29年11月改定）、県において策定された、山形県いじめ防止基本方針（平成26年4月策定）を踏まえ、また、鶴岡市のいじめ防止基本方針を受け、いじめによって子どもたちが苦しむことのない学校の実現を目指すことを目的とし、鶴岡市立朝陽第五小学校いじめ防止基本方針（以下、「基本方針」という。）を策定するものである。

I いじめの問題に対する基本的な考え方

1 関係者の役割・基本姿勢

(1) 学校及び学校の教職員の役割・基本姿勢

- ①わかる・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりに努める。
- ②いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。

- ③いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている子どもを守り抜くことを表明し、管理職のリーダーシップのもと一貫して組織的に取り組む。
- ④相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。
- ⑤担任一人で抱え込むことなく、組織で対応し、情報を共有しながら丁寧に継続的に見守っていく。
- ⑥教職員は、児童が主体となっていじめのない学校をつくろうとする意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ⑦いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

(2) 保護者の役割・基本姿勢

- ①常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心、安定して過ごせるよう愛情をもって育む。
- ②どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ③いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに、いじめの防止等の取り組みを学校と連携して進める。
- ④いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

(3) 地域の役割・基本姿勢

- ①いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、関係者と連携していじめ問題の克服を目指す。
- ②いじめ防止の対策は、社会総がかりで取り組むべきものであるため、その対策のための措置に協力することに努める。

(4) 子どもたちの役割・基本姿勢

- ①自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない関係づくりに努める。
- ②周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

2 いじめ問題等への組織的対応

(1) 学校におく組織

①朝五小いじめ防止会議（定例会議）

○年8回、校内のいじめの状況について、関係職員で協議を行い、解決に向けた取り組みについて協議を行う。

【構成員】校長・教頭・教務主任・生徒指導部長（兼生徒指導主任）・養護教諭
事案に関係する学年主任・事案に関係する担任

②朝五小いじめ対応委員会（臨時招集会議）

○早期対応が必要と判断したいじめ事案については、対応委員会（①構成員）を招集し協議する。

- ・いじめを受けた児童・保護者
- ・いじめを行った児童・保護者
- ・学級全体への指導・対応

※上記①の学校職員に加え、以下の委員を必要に応じて招集する。

- ・PTA会長（副会長）
- ・鶴岡市SC
- ・鶴岡市教育相談員
- ・鶴岡警察署員
- ・児童相談所専門員

（2）重大事態発生時の対応組織

○重大事態が発生した場合には、教育委員会と協議の上、（1）の組織に加え、鶴岡市いじめ問題対応委員会より必要な人員の派遣を受け設置する。

3 いじめの定義

○いじめの定義は、法第2条において次のとおり規定されており、本校ではこれを踏まえて取り組むものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ①個々の行為が「いじめ」に当たるか否か、表面的・形式的ではなく、いじめを受けた児童の立場に立って判断することが重要である。
- ②けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し判断する。
- ③好意で行った行為が相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することもある。

<具体的ないじめの態様>

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれをされたり、集団から無視をされたりする
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる

- カ 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷等の嫌なことをされるなど

4 関係機関との連携

(1) 教育委員会との連携

○いじめ防止等に関する活動及び解決が困難な事案など連携が必要と判断する場合には，支援やいじめ支援チームの派遣を要請する。

(2) 警察，児童相談所，医療機関，法務局等との連携

○いじめが犯罪行為と認められるときや，児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは「学校・警察連絡制度」を活用し，鶴岡警察署に報告する。

○いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず，その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには，関係機関（警察，児童相談所，法務局等）と適切に連携する。

(3) 学校相互間の連携協力体制の整備

○いじめの問題が複数の学校にまたがる場合は，学校間が互いに連携し，いじめにかかわる情報を共有して，関係する児童及びその保護者に対する支援や指導，助言を適切に行うことができるようにする。

II いじめ防止等の基本的な取組

1 未然防止の取り組み

(1) 児童理解に基づくきめ細かな教育の推進

①児童理解の努力と工夫

児童理解のために下記のことについて努力・工夫する。

- ア) 日常的な会話や観察の他に児童の気持ちの変化を捉えられるよう，学校組織として定期的なアンケート調査，個人面談，生活記録や日記等の手法を取り入れていく。
- イ) 児童一人一人の状態や学級・学校全体の様子を把握し，よりよい学級集団づくりや学校づくりを進めるため，学校生活における意欲や満足度の調査を行うQ-Uの活用を図る。
- ウ) 保護者や地域にいじめ防止の方針，取り組み，様子を発信すると同時に，児童の気になる様子等について情報や相談を受け付ける窓口を周知し，連携して取り組む。
- エ) 気になる児童の情報等については担任等が一人で抱え込むことなく，校長のリーダーシップのもと，学校・学年など組織として対応できる体制を整

えておく。

オ) 管理職をはじめ、教職員の「危機管理能力」を高める研修を通して、資質・能力を高める。

②個々の児童の人間関係を踏まえた児童理解と学級指導の充実

ア) 行動観察や生活記録、Q-Uやアンケート調査等の結果から把握した児童の実態を総合的に分析し、一人一人の気持ちの有り様をきめ細かく捉える。

イ) 児童の背景情報を全職員で共有し、適切な指導・支援に結びつけることで、一人一人の心の安定と、児童が安心して過ごせる学級づくりを推進する。

ウ) 児童一人一人が互いの良さを認め合い、信頼し合って生活できる集団づくりを行う。

エ) コミュニケーション能力の育成を教育活動全体で行い、いじめの未然防止につなげる。

(2) 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進

○児童の豊かな情操と道徳心を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが、いじめの防止につながることを踏まえ、(教科)道徳をはじめ、全ての活動を通じて人権尊重の立場に立った教育を推進していく。

(3) 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進

①学校における系統的な「いのち」の教育の実践

○本校の教育活動全体を通じて、「かけがえのない生命の尊さ」と「人と人のかかわり」や「自らの生き方」の理解につながる教育活動を推進する。

②家庭における「いのち」の教育の実践

○各家庭においては、親子の温かいかわりを通じて「愛されている」「認められている」等、児童の自尊感情を高めるとともに、身近な動植物とのふれあいから子どもの発達段階に応じ、生命の尊さについて理解が進むよう働きかけていく。

③地域における「いのち」の教育の実践

○各地域においては、各家庭・学校との連携・協働を推進し、様々な交流活動等の充実により、自他を尊重する思いやりの心を育てるとともに「人とかわる楽しさ」や「人のために役立つ喜び」を実感させる。

(4) 児童会の主体的な活動の推進

○「いじめは人間として許されない行為である」「いじめを見て見ぬふりをすることもいじめを助長することにつながる」等、児童へのいじめに対する理解を深めるとともに、いじめの防止等に資する児童の自主的な企画及び運営による活動を促進するよう働きかけていく。

- 児童会の活動において、挨拶や言葉遣い、時間の遵守など、校内生活のきまりや心得の大切さを子どもたちが共有し高め合う集団づくりに努め、児童の自己有用感や自己肯定感を育てる教育の推進を図る。
- ロング昼休み等を活用し、子ども主体の活動を増やして、自分たちで楽しい学校生活をつくるようにする。

(5) 教員等の資質能力の向上

- ①生徒指導に関わる資質・能力の向上
 - 自己存在感を与え、共感的人間関係を育成し、自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助することに留意した指導を行う中で、いじめへの指導の在り方や学級経営等について、研修機会等を設定する。
- ②特別支援教育、生徒指導に係る研修会への参加
 - 障がいの特性によりトラブルの原因となることを防ぐため、適切な対応や支援・指導ができる教員の資質・能力を育成する

(6) P T A組織を生かした取組の推進

- ①学校・家庭・地域の連携の推進
 - 学校・家庭・地域のそれぞれに関わるP T Aは、家庭内はもとより、地域において児童の健全育成のための関係団体の中核となり、きめ細かく児童を見守ることができる立場にあることを知ってもらう。
 - P T A総会等の機会を捉え、いじめ防止基本方針について説明を行い、保護者に周知する。
 - 保護者同士の情報交換を活用していじめに関する情報の収集に努め、得られた情報は速やかに学校に伝達するなど、保護者と学校が情報を共有しながらいじめ防止に努めていく。
 - 年2回のいじめアンケートの結果や学校での対応について、「生徒指導だより」を発行して家庭や地域と情報共有したり、教育振興会など地域との会議で話題にしたりする。
- ②家庭教育での取組
 - 保護者は家庭教育の中で児童の規範意識を養い、いじめは決して許されないことであることを児童の意識に意識付ける必要がある。
 - P T A組織を通して、教育の原点である家庭教育についての保護者の意識啓発を図るとともに研修機会を充実させていく。
- ③学校とP T Aが連携したネットトラブルに対する取組
 - P T Aや関係機関と連携し、インターネット（携帯電話やスマートフォン等でのインターネット、メール、SNS等）でのいじめやトラブルを防ぐための研修会など情報モラル教育の充実を図る。
 - 家庭におけるルールづくり等の取組の重要性など、保護者への啓発の推進に

努める。

2 早期発見の取り組み

(1) 早期発見のための基本的な考え方

○いじめ行為が確認された場合、学校は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に確保し、いじめを行ったとされる児童や周囲の児童に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等の対応を、迅速かつ組織的に行うとともに、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を図る。

①見えるいじめを見逃さない努力と工夫

○いじめには遊びやふざけあいを装って、言葉による攻撃や軽くたたいたり蹴ったりなどの暴言・暴力等を伴って行われる比較的目的に見えやすいいじめがある。こういった目に見えるいじめ、もしくはいじめの芽と思われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。さらにいじめを受けている児童の話をよく聴く。その際、いじめを受けている側の児童は、加害側の児童との人間関係により、いじめを受けていることを否定することもあることを忘れてはならない。いじめを行った児童とのこれまでの人間関係を洗い出し、いじめを受けた児童の心情に寄り添って傾聴していく。

②見えにくいいじめに気づく努力と工夫

○いじめは大人の目が付きにくい時間や場所で行われたり、インターネット上で行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われる。本校においては、いじめを受けている児童の発するサインがたとえ小さくても、いじめではないかとの疑いをもって、いじめを受けた児童の心に寄り添いながら声をかけ、児童の人間関係をつぶさに把握しながら積極的に確認していく。また、教職員は早い段階から複数で関わり、いじめと疑われる行為を見て見ぬふりをして軽視することは絶対にあってはならない。

③いじめの早期発見のための対応と取り組み

○いじめに対する認識

- ・いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題ととらえる。

○いじめを許さない学校と学級づくり

- ・児童に対し、学年、学級開きで、全校でいじめ防止について説明し、1年を通じて、いじめを許さない学校づくりの大切さを伝える。
- ・保護者に対し、4月のPTA総会で基本方針の内容を示し、周知を図る。また、おたよりの発行や学年、学級懇談会でも話題に取り上げ、いじめ防止を図っていく。

○校内生徒指導体制・教育相談体制の再点検

- ・早期対応を実現するために、実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な点検を実施し、点検結果を踏まえた取組の充実と改善を図る。

○実態把握のためのアンケート等の実施

- ・ 県教育委員会から示されている様式による年2回(6月・11月)の実施。
- ・ 生徒指導定期調査 第1期(7月), 2期(12月)の報告に結果を反映させる。
- いじめ発見のチェックリストの活用と個別相談の実施
 - ・ 教職員用と保護者用を作成し配布する。
 - ・ アンケートと併用しながら意図的・計画的に実態把握を実施する。
- いじめを受けた児童・保護者のための相談窓口(連絡先)の提供(教頭・担任)
- 児童会を中心とした自主的な取組
- 計画的・組織的な校内巡視の実施

(2) 早期発見のための具体的な組織的対応の推進

① 学校教職員の情報ネットワークの強化

- いじめの芽を発見した際には, その情報をいじめの防止に関わる校内組織に報告し, 全教職員で情報を共有するなどいじめ情報ネットワークを構築していく。いじめに関わる児童の言動を複数の教職員の目で確認し, 未然防止や早期発見につなげていく。
- いじめ発見のチェックリスト等を活用し, 児童や学級の状況把握に努める。気になる状況については担任等が一人で抱え込むことなく, 校内組織に必ず報告・相談することで, 組織的な対応を行う。

② 学校・家庭・地域の情報ネットワークづくり

- 発見したいじめの芽は, 学校から家庭にも連絡し, 校内での対応を伝えた上で, 各家庭へ指導に協力をしてもらおうよう努めていく。
- 学校から定期的に校内のいじめに関する状況等の情報を家庭や地域に知らせていくことに加え, 家庭用のチェックリストを作成し配布したり, いじめに関するアンケートを保護者対象に行ったりして, 家庭と連携して児童を見守り, いじめの早期発見に向けたネットワークづくりを行っていく。

③ 児童や保護者が相談しやすい環境づくり

ア) 生活の記録等の活用

- 生活の記録や個人ノート等, 教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用し, 交友関係や悩みを把握し, 複数の教職員により, 休み時間や放課後の雑談などで児童の様子に目を配る。
- 個人面談等の機会を活用し, 児童が日頃から相談しやすい環境づくりに努める。
- 様々な方法で児童の気持ちや思いを聞き出し, 指導・支援する際に教員の思いや考えを受け入れられるように, 児童と教職員との間で, 常日頃からの信頼関係の構築と指導體制・相談体制の充実を図る。

イ) 定期的ないじめの実態を把握するアンケートの実施

- 実態を把握するアンケートの定期的実施により, 児童の声に出せない声

を積極的に拾い上げるとともに、生徒指導だより等で結果を周知する。短期的ないじめに関する学級内の実態や推移を把握した上で、個別面談等により事実関係をさらに詳しく聴き取っていくなどの工夫をする。

ウ) 相談窓口の設置と周知

○児童及びその保護者に、学校の相談窓口(教頭・担任)の他、県教育委員会の相談ダイヤル・メール相談窓口、鶴岡市教育委員会や鶴岡市教育相談センターの相談窓口等、いつでも誰でも相談できる体制があることを周知する。

3 いじめ発生の場合の適切な対応

(1) 学校における基本的対応

- ①いじめの発見・通報を受けたときには、特定の教職員が抱え込まず、速やかに「いじめ対応委員会」を立ち上げ、全教職員の共通理解の下、組織的に対応する。
- ②いじめを受けた児童を守り通すとともに、いじめを行った児童に対しては、当該児童の人格の成長に主眼を置き、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ③教育委員会に報告するとともに、事案の内容によっては、児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上対処する。

(2) いじめ対応の基本的な流れ

- ①学校では、いじめの認知に向け、アンケート調査・個別面談等により正確な実態把握に努める。
- ②いじめを認知した場合、ただちに、校長、教頭へ報告し、校長のリーダーシップのもと、組織的に事案の対応にあたる。
- ③校長は事実確認の結果について、責任を持って教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童・いじめを行った児童の保護者に連絡する。

(3) いじめ発見時の緊急対応

- ①発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに「いじめ対応委員会」に報告し、組織的に対応する。
- ②いじめを受けている児童やいじめを知らせてきた児童を守りぬくことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、校長のリーダーシップのもと、指導体制や指導方針を決定する。
- ③いじめを受けた児童から、事実関係の聴取を行う際、いじめを受けている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、いじめを受けた児童の自尊感情を損なわないよう留意する。

- ④児童の個人情報の取扱い等，プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。

把握すべき情報

- ◆誰が誰にいじめを行っているのか？
【被害者と加害者の確認・人数等】
- ◆いつどこで起こったのか？【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？
【態様と内容】

児童の個人情報の取扱いに十分注意する

正確な事実関係を迅速に把握するために，複数の教職員で連携して対応する。

(4) いじめと認知した場合の対応

(いじめ対応委員会で役割分担し，以下の①～④までの対応をしていく)

①いじめを受けた児童及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

○家庭訪問等によりその日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。

○いじめを受けた児童やその保護者に対し，徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え，できる限り不安を除去する。事態の状況に応じて，複数の教職員の協力のもと，当該児童の見守りを行う等，いじめを受けた児童の安全を確保する。

イ) いじめを受けた児童への対応

○いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家族，地域の人等）と連携し，いじめを受けた児童に寄り添い，支える体制をつくる。

○いじめを受けた児童が安心できる環境の確保を図る。

○状況に応じて，スクールカウンセラー等の外部専門家の協力を得る。

ウ) いじめを受けた児童の保護者への対応

○家庭訪問等により，迅速に保護者へ事実関係を伝える。

○保護者の心情を配慮しながら誠意をもって対応する。

○実関係を正確に説明し，誤解を招かないようにする。

○保護者の訴えを共感的態度で傾聴し，これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。

○学校で安心して生活できるようにすることを伝えるとともに，具体的な対応と経過については，今後継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

エ) 自殺につながる可能性がある場合の対応

○自殺につながる可能性がある場合、「TALK の原則」(Tell : 心配していることを伝える, Ask : 自殺願望について尋ねる, Listen : 気持ちを傾聴する, Keep safe : 安全の確保)に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。

○いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を丁寧に行うなどして、いじめの再発防止に努める。

②いじめを行った児童及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

○いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを行った児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

○謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

○いじめを行った児童へ、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

○迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。

○保護者に対する継続的な助言を行う。

イ) いじめを行った児童への対応

○いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。

○いじめと感じていなかったり認めようとしなかったりする場合は、時間をかけて、丁寧に受容的に聞く。

○いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達・成長に配慮し、支援する。

○児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

ウ) いじめを行った児童の保護者への対応

○迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行うよう保護者の協力を求める。

○子どもが同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して子どもを育てていく姿勢を保護者に伝える。

○保護者を責めたり、事実の解明を迫ったりせず、保護者が孤立感をもたないようにすることにも配慮する。

○保護者が自分の子どもの正当性を主張したり、いじめを受けている子どもに非があると考えたりする場合には、保護者の思いも聞きながら、「いじ

めは許されないことであり、学校として毅然とした態度で取り組む」ということを理解できるようにする。

○必要に応じて、複数の教職員で保護者の対応にあたる。

③集団への働きかけ

ア) 児童に対する対応

○いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。「いじめは命や居場所を脅かすものであり、いじめを受けた側も、いじめを行った側も、その双方の家庭をも不幸せにするものであり、人間として絶対に許されないものである」という認識を一人一人の児童に徹底して指導する。

○いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、指導する。

○学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

○傍観してしまったことにより罪悪感を持ち、自己肯定感が下がってしまわないように心情に配慮していく。

④解決に向けての検討

○いじめの解決とは、いじめを行った児童によるいじめを受けた児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめを受けた児童といじめを行った児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい学校生活や学級活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

○学校の防止等の対策のための組織において、いじめの解決に向けた指導方針や指導体制を確認し全ての児童が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

○いじめの解消とは、少なくとも以下の〈1〉〈2〉の2つの要件を満たしたものとする。

〈1〉「いじめに係る行為が止んでいること」被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月以上）

〈2〉「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」（被害児童本人及び保護者に面談等により確認する。）

⑤いじめのその後についての検討

○「いじめのサイン（兆候）はないか。」「交友関係はどうか。」「意欲的に生活できるようになったか。」等の観察後、「いじめられている」という本人及び保護者の意識について、現状を確認する。

○「発生したいじめが解決したと判断できるか」「これまでの指導・支援の再検討する必要があるか」について、指導後の状況を多角的に確認する。

(本人, 周囲, 保護者等から定期的な聞き取り)

⑥事案対応についての総括

○事案への対応についてのよかった点と改善点について検討し, 組織, 取組, 対応の見直しを行いP D C Aサイクルの検証を行う。総括したことを全職員で共有する。

Ⅲ ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめの未然防止

(1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

①教科活動等における児童に対する指導の充実

○児童の発達段階に応じた教科, 道徳, 特別活動, 総合的な学習の時間等を活用しての情報モラル教育の充実に向け, 学校体制による意図的, 計画的な指導を行う。

②児童生徒及び保護者に対する啓発

○児童及び保護者が, インターネットを通じて行われるいじめを防止し, 効果的に対処することができるよう, 警察署や庄内教育事務所の青少年指導員, 教育委員会の指導主事等により, 「インターネットの不適切な使用による危険性」について理解を深めるための研修会や講演会を実施し, 啓発の充実を図る。(特に SNS のトラブルを未然防止するために取り上げる。)

③教員の指導力の向上

○教員がインターネット上のいじめの現状などの理解を深めるとともに, トラブルが発生した場合の対応を迅速, 確実にを行うことができるようにするために, 警察署や庄内教育事務所の青少年指導員, 教育委員会の指導主事により, 研修会等を行う。ネット上でいじめが起きた場合は, 他のいじめ対応に準じる。

(2) 家庭・地域, P T Aとの連携

①学校における取組と連携

○保護者会や地域懇談会等の機会を捉えて, 校内における情報モラルに関する指導状況や児童のインターネット利用状況等について, 家庭・地域に情報提供を行い, 学校と連携してネット上のいじめの未然防止と, 早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求めていく。

②家庭の取組と連携

○各家庭では, 子どものインターネット利用状況を把握し, ニュースや新聞記事等からネット上のいじめやインターネットの利用について話題にするなど, 日頃から子どもと話し合う機会を設けるよう努めていく。

○子どもの発達段階に応じてインターネットの利用に関して家庭におけるル

ールづくりを行うと同時に、携帯電話やゲーム機等にフィルタリングをかけ、制限等についてもよく話し合う。

③ P T Aの取り組みと連携

○ P T Aにおいては、研修会のテーマにネット上のいじめに関することを取り上げたり、学級・学年懇談会において話題にしたり、独自のアンケートを行い、広報紙等により啓発する等の活動を通じてネット上のいじめの未然防止に向けた活動を推進していく。

IV 重大事態への対処

1 重大事態の意味

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

※児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立があった場合には、十分な調査等を実施した上でいじめを起因とする重大事態か否かを判断する。

2 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生したと判断した場合は、教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する「いじめ対応委員会」を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関と適切に連携する。
- (4) 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。
- (5) 上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (6) 情報の共有及び提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

V 教育相談体制と生徒指導体制の整備

1 教育相談体制と活動計画等

(1) 教育相談体制

○生徒指導主任を「いじめ対応」の主任とし、定期的（年8回）に「いじめ防止会議」を開催し、いじめの状況を把握し、必要な対応を行う。

○週1回の終礼で、気になる児童について全職員で情報共有し記録する。

○希望面談日を設定し、保護者の相談に対応できるようにする。

(2) 年間活動計画

4月28日(月) いじめ防止会議①全体会 (継続事案の確認と今年度の対応確認)

5月28日(水) いじめ防止会議② (4月の状況確認と5月の対応)

6月上旬 いじめアンケート①とQ-U①の実施

6月25日(水) いじめ防止会議③ (5・6月の状況確認と7月の対応)

希望面談日 生徒指導だより発行

10月29日(水) いじめ防止会議④ (9月の状況確認と10月の対応)

※11月上旬 いじめアンケート②とQ-U②の実施

11月26日(水) いじめ防止会議⑤ (10・11月状況確認と2学期総括)

12月22日(月) いじめ防止会議⑥全体会 (Q-Uの結果に関する職員研修)

教職員用チェックリスト実施・いじめ防止基本方針見直し

希望面談日 生徒指導だより発行

1月28日(水) いじめ防止会議⑦ (12月以降の状況確認と3学期対応)

3月9日(月) いじめ防止会議⑧ (1・2月状況確認と年間総括、次年度引継事案確認)

2 生徒指導体制と活動計画等

- (1) 生徒指導部を中心に、年間計画に沿った指導、活動を行うことにより、児童の現状に合わせて指導を行う。
- (2) 登下校指導、学区内コンビニへの聞き取り調査(年1回)、地域懇談会などを通して、問題行動やいじめの温床となるような状況が見られないか把握する。

VI 校内研修

1 児童理解

- (1) 毎週の職員終礼で、心配される児童の状況を報告し合い、全職員が共通理解するとともに、必要な対応について検討する。報告するものの基準としては、他学年との関係、保護者からのクレーム、授業妨害、授業に参加しない、登校しぶり、問題行動などとする。
- (2) Q-Uを導入(6月,11月の年2回)し、各学級の状況を客観的に分析し、対応策を考えると同時に、学校全体での理解を図る。また、Q-Uの見方についての研修を行う。
- (3) 特別支援コーディネーターが配慮の必要な児童を把握するとともに、各担任が個別の指導計画作成を進める。また、定期的に事例研修を行い、必要な支援方法について研修を行う。

2 いじめ問題等の生徒指導に関する研修(ネット関係、非行・事故防止等)等

- (1) 専門家を招き、「ネットトラブルに関する指導」を行う。その際、教職員も一緒に研修を行う。

- (2) 学校警察連絡会の資料を必要に応じて職員全体に配布し、生徒指導に関する研修を行う。

Ⅶ 学校評価と教員評価

1 学校評価

- (1) 学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、以下の項目を参考に児童や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえその改善に取り組む。
- ①学校におけるいじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。
 - ②日頃から、いじめの実態把握に努め、児童が発する危険信号等を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めているか。それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。
 - ③いじめ防止基本方針や取組について保護者や地域と共有し理解や協力を得ているか。
 - ④いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備されているか。
 - ⑤いじめ防止等の対策のための組織、学校基本方針の策定や見直し、定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいっていないケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校がいじめ防止の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。
 - ⑥いじめ解消後、総括し、対応についての改善点を点検し、組織、対応、取組の見直しを行い、PDCAサイクルでの検証を行う。

2 教員評価

- (1) いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日頃からの児童の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等をしているかどうか評価する。
- (2) 学級の実態に基づく評価結果を踏まえ、その改善に取り組んでいるかどうか評価する。
- (3) 教員評価の生徒指導の項目に、必ずいじめについて目標設定し、評価する。

3 学校関係者評価

第五学区教育振興会（前期1回、後期1回）で、状況について説明し、ご意見をいただく。

Ⅷ その他

1 基本方針の見直しに関すること

○基本方針は、実情に合わせて毎年年間反省で見直し点検を行い、必要な改善を行うものとする。

○保護者への学校評価アンケートの結果、児童の現状と課題、保護者懇談会や地域懇談会等での意見や課題等を方針の検討に活用していく。

2 個別の個票に関すること

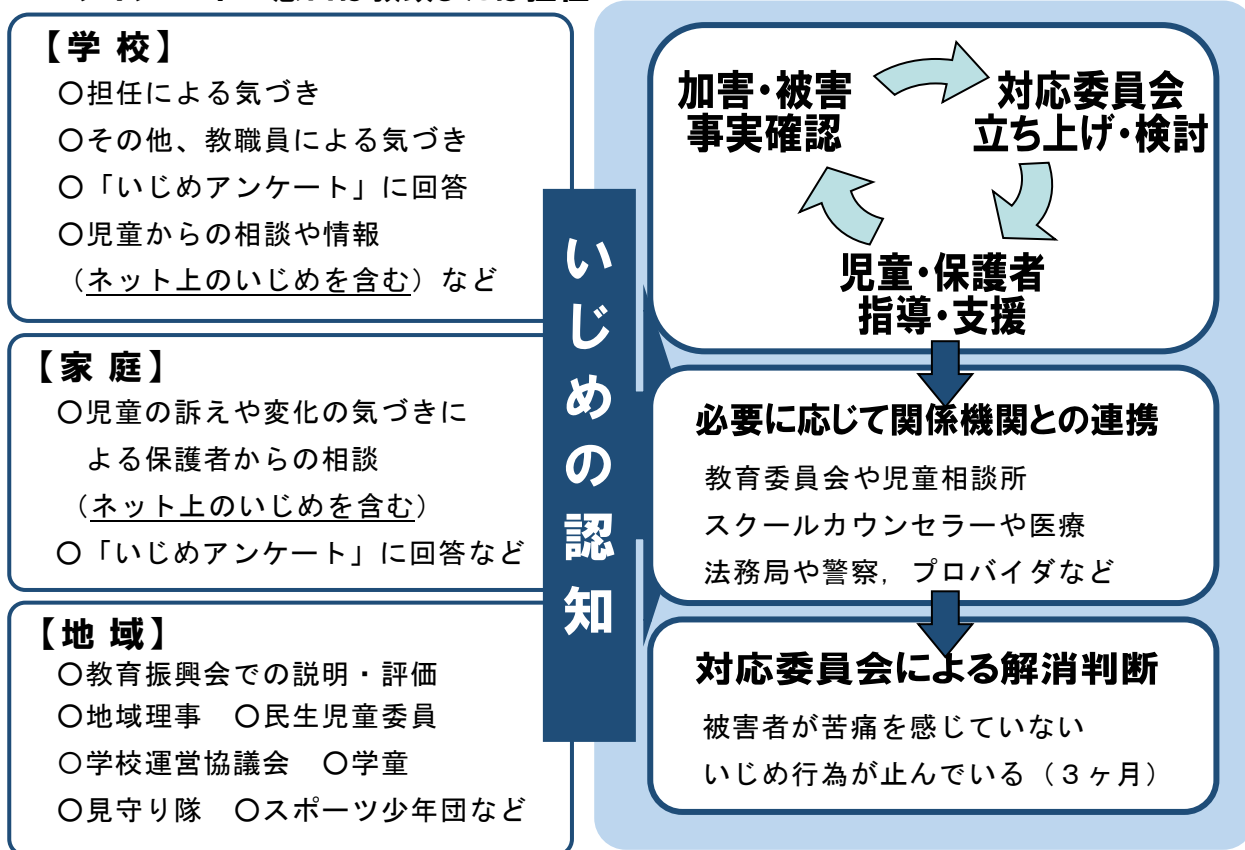
○いじめの状態を常時把握するため事案ごとの個票を作成し、いじめの状況を把握するとともに、解消までの経過を明確にするものとする。

3 記録に関すること

○いじめの状況や指導方針について職員で情報共有し指導に役立てるために、臨時に開催するものも含めて、いじめ防止会議に記録係を置く。記録係は生徒指導部長とし、検討した事案の判断結果や話し合いの内容を記録するものとする。

(資料) 朝陽第五小学校<いじめ早期発見・事案対処の基本的な流れ>

=ダイジェスト= 窓口は教頭または担任



=詳細=

いじめ発生時の「朝陽第五小学校」としての組織対応について

1 いじめ情報のキャッチ (窓口は教頭または担任)

- ① いじめを受けた児童や保護者からの訴え
- ② 他の児童からの情報
- ③ いじめらしき現場を発見
- ④ 児童の言動からのいじめサイン
- ⑤ 家庭や地域からの情報 (学童・見守り隊・民生委員等)
- ⑥ アンケート調査等

2 素早く報告：情報を受けた教職員は報告 ※単独で対応・判断しない。素早く組織対応

- ① 情報伝達の微妙な食い違いを防ぐため、簡単な報告書（記録）を作成
・日時 ・場所 ・被害者 ・加害者 ・内容や状況等
- ② 発見 ⇒担任 ⇒学年主任 ⇒生徒指導部長・生徒指導主任 ⇒教頭・校長
のルートでの報告を基本とする。

3 いじめ対応委員会（1）の立ち上げ <当該児童に聞き取りをする前に>

- ① 構成員：校長，教頭，教務，生徒指導部長，生徒指導主任，担任，学年主任，
養護教諭
- ② 資料：いじめ報告書，被害・加害児童に関する資料（家庭環境調査票など）
- ③ 会議内容：≪原則≫ 「いじめは絶対に許さない」との強い認識に立つ。
いじめを受けている子どもの側に立って判断する。

ア）事実確認のための計画（役割分担，聞き取り日時，聞き取り場所等）

- 被害児童面接 ○加害児童面接 ○周囲の児童面接 ○保護者への連絡

イ）事実確認の項目

- いじめの状況（日時，場所，人数，様態や集団の様子）
- いじめの動機や背景
- 被害，加害児童の言動とその特徴
- 保護者が知っていること
- 他の問題行動等との関連

【いじめを受けた児童への支援】

- いじめを受けた児童を守りぬく。
- 担任・級外職員が見守る体制を整備する（登下校，休み時間，清掃時間，放課後等）

4 正確な実態把握 ※ 事実確認は速やかに。集約は文章にまとめる。

- ① 事実関係が確定するまで，いじめ対応委員会のメンバーで情報交換をし，正確に把握し，確認内容を集約する。
- ② 事実確認を行うときの留意点
 - ア）被害児童に対して
 - 教師は被害児童の味方に立ち，子どもを支える立場で接する。
 - いじめを受けていることを語りたがらない場合は，性急にならずに，気持ちに寄り添って話を聞く。
 - イ）加害児童に対して
 - いじめと感じていなかったり認めようとしなかったりする場合は，受容的に時間をかけ丁寧に聞く。個別に聴取する。
- ③ 被害児童保護者に対して
 - 保護者には家庭訪問等により，直接会って面談をし，保護者の立場や心情に十分配慮しながら，現段階での状況と今後の対応について説明する。
- ④ 周囲の児童へ
 - 事実を確認する段階では，安易に善し悪しの判断は伝えない。
 - 内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多角的に検討し，事実関係を明確にする。
 - 当事者以外から情報提供は，情報源に迷惑がかからないように配慮する。

5 いじめ問題対応委員会（2） <情報収集後に>

※状況により，校長（又は教頭）は市教委へ連絡する。

【会議内容】

① 指導方針の検討と決定 及び 指導体制の確立

- 指導のねらいを明確にする。
- 全職員へ共通理解を図る。

○対応する教職員の役割分担を決める。

②いじめが長期化・複雑化した場合の、関係機関との連携の必要の有無を確認

6 いじめ解決への指導・支援

【いじめを受けた児童への指導・支援】

○いじめを受けた児童が信頼できる人（友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら寄り添える体制をつくる。

○いじめを受けた児童の不安や心配を取り除き、安心できる環境の確保を図る。

○状況に応じて、スクールカウンセラー等の外部専門家の協力を得る。

○徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行う等いじめられた児童の安全を確保する。

※自殺につながる可能性がある場合は、「TALKの原則」に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を丁寧に行いながら、いじめの再発防止に努める。

・ Tell : 心配していることを伝える

・ Ask : 自殺願望について尋ねる

・ Listen : 気持ちを傾聴する

・ Keep safe : 安全の確保

【いじめを行った児童への指導・支援】

○謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼をおいた指導を行う。

○いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。

○いじめを行った児童が抱えている問題等、いじめの背景にも目を向け、安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

○児童の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。状況に応じて心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、場合によっては特別の指導計画による児童や、警察と連携した措置も含め、毅然とした対応をする。

【保護者との連携】

ア) いじめを受けた児童の保護者への対応

○家庭訪問等により、迅速に保護者へ事実関係を伝える。

○保護者の心情を配慮しながら、誠意をもって対応する。

○事実関係を正確に説明し、誤解を招かないようにする。

○学校で安心して生活できるようにすることを約束する。

イ) いじめを行った児童の保護者への対応

○迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行うよう保護者の協力を求める。

○子どもが同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して子どもを育てていく姿勢で保護者に対応する。

○保護者を責めたり、事実の解明を迫ったりせず、保護者が孤立感を持たないようにすることにも配慮する。

【周囲の児童への指導・支援】（学級活動の時間で指導する）

○いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、「いじめは命や居場所を脅かすものであり、いじめを受けた側も、いじめを行った側も、その双方の家庭をも不幸にするものであり、人間として絶対に許されないものであ

- る」という認識を一人一人の児童に徹底して指導する。いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。
- はやし立てるなど同調していた児童に対して、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
 - いじめを止めたり、教職員に伝えたりすることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。

7 いじめ対応委員会（3） <指導・支援を継続している時>

①経過観察について

- 「いじめのサイン（兆候）はないか。」「交友関係はどうか。」「意欲的に生活できるようになったか。」等の観察後、「いじめられている」という本人及び保護者の意識について、現状を確認する。

②いじめのその後についての検討

- 「発生したいじめが解決したと判断できるか」「これまでの指導・支援を再検討する必要があるか」について、指導後の状況を多角的に確認する。（本人、周囲、保護者等からの定期的な聞き取り）

※いじめの解決とは、当事者間の謝罪のみで終わるものではなく、いじめを行った児童といじめを行った児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周囲の者全員を含む集団が、好ましい学校生活や学級活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきものである。

8 いじめ対応委員会（最終）

①いじめが解決したと認定してよいかを検討する。

- 解決していない場合、**5 いじめ対応委員会（2）**へ戻り、再検討
- 解決した場合は、前述の「Ⅱいじめ防止等の基本的取組」の「1 未然防止の取組」へ移行する。

②いじめがなくなってから3ヶ月見守り、何もなくなったと確認できた状況で解消とする。